

令和8年熊本地震 被災者支援 ハンドブック



熊本県美里町

(令和8年10月23日更新)

各種制度は、上記日付時点でとりまとめたものであり、内容は変更になる場合があります。

令和8年熊本地震 被災者支援（目次）

1. 罹災証明書等の発行

1-1	罹災証明書・被災証明書・罹災届出証明書の発行	1
-----	------------------------	---

2. 経済的な支援

2-1	被災者生活再建支援金制度	2
2-2	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	4
2-3	罹災者に対する扶助費及び葬祭費の支給	4
2-4	災害援護資金の貸付	5
2-5	生活福祉資金（緊急小口資金）の災害時特例貸付	6
2-6	辺地協調施設と共同墓地の復旧	7

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1	災害ボランティアの派遣受付	8
3-2	ホテル・旅館等による宿泊施設の提供	9
3-3	被災宅地復旧支援事業	10
3-4	被災住宅の緊急修理	11
3-5	被災住宅の応急修理	12
3-6	建設型応急仮設住宅の入居	13
3-7	民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供	14
3-8	自宅敷地内への建設型応急住宅の設置	15
3-9	被災家屋等の解体・撤去（公費解体制度）	16

4. 生活面への支援

4-1	井戸の不具合・原因調査	17
4-2	井戸等の応急修理	18
4-3	災害ごみの処理方法	19
4-4	健康相談	20
4-5	妊婦、子育て、こども相談	20
4-6	福祉用具の再給付	21
4-7	教科書支給及び学用品等の購入援助	22
4-8	生活必需品の支給	23
4-9	水質検査について	24

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1	各種証明書の交付手数料の免除	25
5-2	個人町民税の減免	26
5-3	固定資産税の減免	27
5-4	国民健康保険税の減免	28
5-5	町税の納税の猶予	28
5-6	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の支払い猶予・免除	29
5-7	後期高齢者医療保険料の減免	30
5-8	後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の支払い猶予・免除	31
5-9	国民年金保険料の免除	32
5-10	介護保険料及び介護サービス利用料の減免	33
5-11	障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免	34
5-12	町営水道使用料の減免	35
5-13	浄化槽の手続き	36

6. 事業者・農林漁業者への支援

6-1	セーフティネット保証4号（令和8年熊本地震分）	37
6-2	令和8年熊本地震に伴う被災中小企業・小規模事業者支援措置	38
6-3	令和8年熊本地震に係るくまもと事業者再出発支援補助金	39
6-4	小規模事業者持続化補助金 一般型 災害支援枠（令和8年熊本地震）	40
6-5	令和8年熊本地震営農再開支援事業（農業用機械・施設等復旧支援）	41
6-6	令和8年熊本地震営農再開支援事業（早期営農再開支援）	43

7. その他の情報・支援

7-1	こころの相談	45
7-2	食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	45
7-3	司法書士による無料法律相談	46
7-4	NHK受信料の免除	47
7-5	九州電力の電気料金等の特別措置	48
7-6	NTT西日本の電話料金等の特別措置	49

《罹災証明書・被災証明書》

地震や台風などの自然災害によって家屋等への被害を受けた場合、被害に遭われた方の申請により、町職員が家屋等の被害状況を調査し、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の6段階で被害程度を判定し、証明するものです。

※申請後に町職員が住家の被害認定調査（現地調査）を行う必要があるため、罹災証明書・被災証明書の発行は、証明申請の受付から1月程度の期間を要する場合があります。

《罹災証明書と被災証明書の違い》

罹災証明書・・・生活の本拠がある住家

被災証明書・・・罹災証明書対象外の家屋（空き家、倉庫、納屋、店舗、事務所等）

《罹災届出証明書》

自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から罹災の届出があった旨を証明するものです。被害程度の判定を必要としない住家、動産（自動車・家財など）、工作物（物置・塀など）の被害等については、この証明書で対応します。

町の職員による被害状況の調査は行わず、罹災の程度についても判定しません。即日発行となります。

《罹災証明書・被災証明書・罹災届出証明書の申請時に必要なもの》

- ①被害の状況がわかる写真（家屋の全景写真、（周囲四面）、被害箇所の写真）
- ②建物の図面（提出できる場合のみ）

《罹災証明書発行の際に必要なもの》

- ①罹災証明書発行通知書、②本人確認書類（運転免許証・パスポート・在留カード・マイナンバーカード・身体障害者手帳などの写真が貼付されている官公署が発行した書類については1点、健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証などについては2点）を提示していただく必要があります。

※本人及び家族以外の方が受領される場合は委任状（任意様式）が必要です。

《証明手数料》 無料

【証明申請受付及び証明書発行窓口】

◇受付時間：平日 午前9時00分から12時まで、午後1時から午後4時30分まで

◇申請窓口：中央庁舎総務課、砥用庁舎美しい里創生課

◇発行窓口（罹災証明書・被災証明書）：中央庁舎総務課、砥用庁舎美しい里創生課

（罹災届出証明書）：中央庁舎総務課、砥用庁舎美しい里創生課

【問い合わせ先】 中央庁舎 総務課 0964-46-2111（代表）

2-1 被災者生活再建支援金制度

○被災者生活再建支援金「被災者生活再建支援法」

地震により住宅が全壊や大規模半壊等の被害を受けられた方に、生活再建の支援金を支給します。

※本制度は、県及び被災者生活再建支援法人並びに（財）都道府県会館被災者生活再建支援基金部の制度ですが、請求の受付は町で行います。

【対象となる方】

- ① 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ② 大規模半壊世帯、中規模半壊世帯

【内容】

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
複数員 世帯	全壊世帯 解体世帯 (※①)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊 世帯	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円

※①解体世帯とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。

※加算支援金のうち、住宅の再建方法が2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとします。

※単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4とします。

【申請期限】

- ① 基礎支援金 災害のあった日から、13ヶ月の間
- ② 加算支援金 災害のあった日から、37ヶ月の間

2-1 被災者生活再建支援金制度（つづき）

【必要書類】

※申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

		全壊	全壊		長期避難 世帯	大規模 半壊世帯	中規模 半壊世帯
			半壊 解体世帯	敷地被害 解体世帯			
基礎支 援金 ※中規 模半壊 世帯の 場合は 加算支 援金	①罹災証明書	○	○	○		○	○
	②長期避難世帯証明 書				○		
	③住民票の写し	○	○	○	○	○	○
	④預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○
	⑤解体証明書又は 滅失登記簿謄本		○	○			
	⑥敷地被害証明書類			○			
加算支 援金	⑦契約書等の写し	○	○	○	○	○	○

※「半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明書を受け、又は住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理にあまりにも高い費用がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する法務局発行の「滅失登記簿謄本」もしくは解体証明書が必要です。

※敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など）が必要です。

【申込窓口】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）
 中央庁舎 被災者支援相談窓口

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

2-2 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

○災害弔慰金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

地震によりお亡くなりになった方の遺族に対して災害弔慰金を支給します。

【受給遺族】

配偶者、子、父母、孫、祖父母

※上記がない場合、兄弟姉妹（同一世帯、同一生計に限る）

【内容】

- | | |
|---------------|-------|
| ・亡くなった方が生計維持者 | 500万円 |
| ・生計維持者以外 | 250万円 |

○災害障害見舞金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

地震により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方に災害障害見舞金を支給します。

【内容】

- | | |
|---------------------|-------|
| ・重度の障害を受けた方が生計維持者 | 250万円 |
| ・重度の障害を受けた方が生計維持者以外 | 125万円 |

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

2-3 罹災者に対する扶助費及び葬祭費の支給

○罹災者に対する扶助費及び葬祭費の支給規則

天災地変その他やむを得ない理由により災害を受けた場合に支給します。

【対象と支給額】

- （1）全壊の場合、一世帯につき扶助費5万円（間借人その世帯1万5千円）
- （2）半壊の場合、一世帯につき扶助費2万円（間借人その世帯8千円）
- （3）非住家においては、全壊若しくは解体した場合、住家を超えない範囲で支給します。
- （4）災害を受けて死亡した者は、1人につき葬祭費として1万円を支給します。

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

2-4 災害援護資金の貸付

○災害援護資金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

地震により住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

【対象となる方】

世帯主が負傷又は住居（半壊又は全壊）、家財に被害を受けた方

【所得制限】

世帯人員	町民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円となる。	

【内容】

被災の状況等に応じて、下記のとおり内容が異なります。

貸付区分		貸付限度額
(1)世帯主が負傷した場合 (治療に1ヶ月以上かかること)	(ア) 家財及び住居の損害がない場合	150万円
	(イ) 家財の1/3以上の損害があり、住居の損害がない場合	250万円
	(ウ) 住居が半壊した場合※	270万円
	(エ) 住居が全壊した場合	350万円
(2)世帯主が負傷しなかった場合(治療に1ヶ月からない場合も含む)	(ア) 家財の1/3の損害があり、住居の損害がない場合	150万円
	(イ) 住居が半壊した場合	170万円
	(ウ) 住居が全壊した場合 (エの場合を除く) ※	250万円
	(エ) 住居の全体が滅失等	350万円

※被災住居を建て直す際に、残存部分を取り崩さざるをえない等特別の事情がある場合は、引き上げられます。

2-4 災害援護資金の貸付（つづき）

【貸付条件】

利率：年 1.5 %（据置期間中は無利子）

償還期間：10 年（据置期間含む）

据置期間：3 年

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

2-5 生活福祉資金（緊急小口資金）の災害時特例貸付

地震により被災した世帯に対して、生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付を行います。

【貸付対象等】

貸付対象者	被災世帯（低所得世帯に限らない）
据置期間	貸し付けの日から 1 年以内
償還期限	据置期間終了後 2 年以内
貸付利子・保証人	無利子・保証人不要

【貸付限度額】

1 世帯につき、1 回限り。原則として 10 万円以内。ただし、以下の場合は、20 万円以内。

- ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
- ② 世帯員に要介護者がいる場合
- ③ 4 人以上の世帯である場合
- ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる世帯

【借入申込に必要なもの】

- ・ 身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・ 申込者の預金通帳またはキャッシュカード等預金口座がわかるもの

【相談・受付窓口】 福祉保健センター湯の香苑 午前 10 時～午後 4 時（土日、祝日を除く）

【問い合わせ先】

町社会福祉協議会（福祉保健センター湯の香苑内） 080-5799-8419

2-6 辺地共聴施設と共同墓地の復旧

集落（区）の共同施設の災害復旧に要する経費について補助金を交付します。

【対象団体】

地域共同施設を管理する団体

【対象施設】

- （１）共同墓地
- （２）辺地共聴施設

【対象事業】

地震より被災した地域共同施設の原状回復を行う事業に要する以下の経費

- （１）地域共同施設内に流入した障害となる土砂、がれき、樹木等の除去及び埋戻しに要する経費
- （２）地域共同施設内の土地区画形状の原状回復に要する経費
- （３）地域共同施設の設備の復旧に要する経費

※事業費の総額が１０万円以下、又は他の補助金等の交付を受けるものは対象外となります。

※共同墓地の場合は、共有部分（通路、外構、水道設備、建築物等）の復旧、他の所有者の区画に倒壊した墓石の移設に要する経費に限ります。

※交付決定前の着工は補助対象外となります。

【補助金額】

対象事業経費（消費税込）の１／２（上限額１００万円）

【必要書類】

- ・補助金交付申請書（様式第１号）
- ・事業計画書（様式第２号）
- ・収支予算書（様式第３号）
- ・位置図
- ・簡易な平面図
- ・被災状況が分かる写真
- ・費用内訳書又は見積書等の写し
- ・地域共同施設であることを証明する書類

【受付期間】

未定（相談については、随時受け付けています。）

【申込窓口・問い合わせ先】

共 同 墓 地：中央庁舎 住民生活課 環境政策係 0964-46-2116（直通）

辺地共聴施設：砥用庁舎 美しい里創生課 まちづくり政策係 0964-47-1111（代表）

3-1 災害ボランティアの派遣

○ボランティアセンター

被災後もご自宅での生活を希望される方を支援するため、ボランティアの依頼を受け付けます。

なお、危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業など、内容によってはご希望に添えない場合があります。

【主なボランティア内容】

- 住居内、周りの片付け※地震で散乱したもの
- 家財等の野外への運び出しおよび運搬 など

【お受けできない内容】

- ×屋根に上っての作業等高所作業
- ×危険家屋内での作業

【申込窓口】

美里町ボランティアセンター 0964-47-0065

【問い合わせ先】

美里町ボランティアセンター 0964-47-0065

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

3-2 ホテル・旅館等による宿泊施設の提供

令和8年熊本地震により被災されてホテル等への避難を希望される方への宿泊施設提供事業を実施します。

※避難所での生活が長引く中、少しでも心身の負担を軽くし、安心してお過ごしいただけるよう、「ホテル・旅館への避難（ホテル等避難）」をご案内します。

【対象となる方】

被災されてホテル等への避難を希望される方

【避難先】

国・熊本県が確保するホテル等（状況によっては、県外になる場合などご希望に添えない場合があります。）

【費用】

宿泊費は原則公費負担です。食費・宿泊税・入湯税等は自己負担です。

【移動】

ホテル等が送迎車を準備する場合などを除き、ホテル等までの移動手段は、ご自身での確保をお願いします。なお、ご自身での移動手段の確保が難しい場合は申込フォームの特記事項記入欄にてご相談ください。

【期間】

美里町の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテル等が受け入れ可能な期間（状況により、別のホテル等にお移りいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

【注意事項】

- ① 通常の宿泊施設としてのサービスを保証するものではありません。例えば、リネンの交換等も一定期間毎にご自身で行っていただくことや、食事はご自身での調達が原則となります。
- ② ホテル内には直接的な看護や介護サービスはありません。身の回りのことでご家族等の介助を受けている方は、ご支援いただける方と一緒に宿泊をお願いします。
- ③ 滞在中のホテル等の周辺での移動費も自己負担となります。
- ④ ホテル等避難を行う際は、携帯電話やラジオ等、情報収集が可能な機器を持参するようお願いいたします。また、お住まいの市町村のホームページなどに掲載される支援情報等について定期的な確認をお願いします。
- ⑤ 宿泊開始後の健康観察のため、熊本県や関係機関と申込情報を共有し、電話等の連絡のほか、必要に応じて訪問等を行わせていただくことがあります。（健康観察の情報は、必要に応じてお住まいの市町村と共有します。）
- ⑥ 申込内容に虚偽がある場合を含め、不適切と認められる申込等については、全額返金を求めるなど、必要な処置を取らせていただきます。

【申込窓口】

申込フォーム



【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課

0964-47-1116（直通）

熊本県ホテル等避難コールセンター

0120-325-327（9:30～17:30 土日祝運営）

※詳細は決まり次第、お知らせします。

【問い合わせ先】

中央庁舎 総務課 防災交通係

0964-46-2111（代表）

3－4 被災住宅の緊急修理

地震により被災した住宅を災害救助法に基づき、ブルーシートの展張など住宅被害の拡大を防ぐ緊急措置を行います。

【対象者】

- ・災害により準半壊以上、またはそれに相当する住家被害を受けたこと。
 - ・そのままでは住むことができない状況にあること。
- ※住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かの判断を行います。
※対象は「住家」のみです。

【支援内容】

資材費（ブルーシート、ロープ、土のう）や修理業者への労務費。

【対象修理箇所】

屋根、外壁、建具（窓・玄関）など、雨漏りや風雨の侵入を防ぐための必要な部分。

【修理費用の補助限度額】

1世帯当たり5万6,400円（消費税込み）までです。

【注意事項】

- ・申請者が選定した業者に町が修理を依頼し、修理費用を町が直接業者に支払います。
- ・修理業者に代金を支払ってしまうと、この制度は利用できません。
- ・被災状況の写真が必要となりますので、必ず状況写真の撮影をお願いします。

【申込窓口】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）
中央庁舎 被災者支援相談窓口

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

3-5 被災住宅の応急修理

地震により住居が被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最低限度の部分（屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管等）について、町が業者に依頼して応急的な修理を行い、元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

【対象者】

- ・「大規模半壊」の住家被害を受けた世帯、または「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- ・そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること。
- ・応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

※応急仮設住宅（みなし仮設住宅）との併用には条件があります。

※「全壊」の世帯も応急修理の対象となる場合があります。

詳しくは、「美里町役場 福祉課 障がい・生活支援係」までお問い合わせください。

【修理費用の限度額】

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」・・・757,000円（消費税込み）

「準半壊」・・・367,000円（消費税込み）

【必要書類】

- ・住家の応急修理申込書
- ・住家の被害状況に関する申出書
- ・罹災証明書（コピー可）
- ・修理前の被害状況がわかる写真
- ・資力に関する申出書
- ・修理見積書
- ・申込チェックシート

【受付期間】

未定（相談については、随時受け付けています。）

【申込窓口】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）
中央庁舎 被災者支援相談窓口

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

3-6 建設型応急仮設住宅の入居

地震により被災された方へ生活再建までの間、住まいを提供する支援を行います。町が用意した応急仮設住宅に入居できます。

【対象者】

☐ 次の①～④のいずれかに該当

☐ ①住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない。

☐ ②半壊（中規模半壊・大規模半壊を含む）であっても住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う。

☐ ③二次被害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと美里町長が認めている。

☐ ④その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた。

☐ 自らの資力をもってしては住居を確保することができない。

☐ 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」及び「住宅の応急修理」を利用しておらず、利用する予定もない。

☐ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない。

☐ 記載された個人情報について、被災者支援に関する他の行政機関等に提供することに同意する。

【必要書類】

- ・ 応急仮設住宅申込書
- ・ 罹災証明書（コピー可）
- ・ ②に該当する場合、受付済の「公費解体の申込書」又は住家を解体する契約書
- ・ 世帯全員分の住民票

※罹災証明書で確認できる場合は、不要

【受付期間】

令和8年8月17日（月）～（相談については、随時受け付けています。）

【申込窓口】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）
中央庁舎 被災者支援相談窓口

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

令和8年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供いたします。

【入居の要件】

以下のいずれにも該当する方（世帯）が対象となります。

- ・熊本地震における災害時点において、熊本県内（熊本市を除く。）に住所を有する方
- ・災害により住居の被災の程度が「全壊」又は「半壊」（「中規模半壊」「大規模半壊」を含む）の方で、再利用できず、やむを得ず解体を行う方
- ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方

（注意）※被災した住宅の応急修理の対象者及び応急仮設住宅の入居者は除きます。

【入居期間】

最長2年間

【借上げ住宅の条件等】**○家賃**

無料（光熱水費、管理費、共益費等は入居者負担）

○家賃の条件

1か月当たり原則5.5万円以下（5名以上（乳幼児を除く。）の場合は13万円）

ただし、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

○住宅の条件

応急仮設住宅としての使用について借主から同意をえているもの等

○その他

熊本県（借主）と貸主及び被災者（入居者）の3者により賃貸借契約を締結することが必要になります。

【申込受付期間】

令和8年8月12日（水）～（相談については、随時受け付けています。）

【提出書類】

・申込書 ・誓約書 ・住民票 ・罹災証明書（コピー可）※相談の際は必要ありません。

※住居の被災の程度が「半壊」（「中規模半壊」「大規模半壊」を含む）の方に該当する場合、受付済の「公費解体の申込書」又は住家を解体する契約書

【申込窓口】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）
中央庁舎 被災者支援相談窓口

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

地震で被災された方のうち、作物や家畜の管理等の生業やその他の事情により、自宅敷地内に居住する必要がある被災者に対し、自宅敷地内への応急的な住宅を設置できる場合があります。

【対象者】

☐ 次の①または②に該当し、③④を満たす方

☐ ①家屋が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住家がない方

☐ ②「半壊」以上であっても住家として利用できず、やむを得ず解体を行う方

☐ ③農業などの事情で、自宅敷地内に住む必要がある方

☐ ④敷地内に設置できる要件を満たす方

【敷地の条件】

建設型応急住宅を設置するために必要な面積や形状が確保されていることや、給排水設備等のインフラ接続、搬入経路、居住や生業に必要な動線の確保等の観点から、実際に設置が可能な状況にあることが必要です。主な基準は以下のとおりです。

- ・敷地が接している道路の幅員が4 m以上
- ・敷地の間口がおおむね6 m以上
- ・搬入経路が確保できること など

【申込窓口】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）
中央庁舎 被災者支援相談窓口

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

3-9 被災家屋等の解体・撤去（公費解体制度）

個人が所有する家屋等で、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって、解体・撤去を行います。

【補助の対象となる住宅】

罹（被）災証明書で全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の判定があった建物

※自ら解体を行った被災家屋等の解体・撤去費用について

半壊以上の被災家屋等を自ら解体・撤去した費用についても、費用償還の対象となります。

ただし、支援の対象となった場合でも、解体・撤去に要した費用のうち、町の基準を超える部分は自己負担となります。

なお、費用償還の手続きに必要となりますので、次の関係書類等の保管をお願いします。

【必要書類】

- ① 解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- ② 解体工事にかかる契約書、見積書又は内訳書の写し、領収証
- ③ 解体工事の廃棄物処理にかかる帳票類（計量伝票、マニフェスト伝票等）
- ④ 解体業者作成の解体証明書
- ⑤ 名寄帳証明書等 ※被災家屋等の所有者、面積、構造等が確認できるもの

【申込受付期間】

令和8年8月24日（月） ～ 令和8年11月30日（月）

※罹災証明書の発行状況により延長の可能性もあります。

【提出書類】

- ・ 申込書
- ・ 罹災証明書（コピー可）※相談の際は必要ありません。
- ・ 名寄帳証明書等

【申込窓口】【問い合わせ先】

中央庁舎 住民生活課 環境政策係

0964-46-2116（直通）

4 - 1 井戸の不具合・原因調査

令和8年熊本地震により、住宅用井戸に「水が出ない」「濁っている」などの不具合があり、飲み水が確保できない方を対象に、熊本県による「井戸の不具合に関する原因調査・洗浄等」が実施されます。

【対象となる方】

以下の条件にすべて当てはまる方が対象です。

- ①美里町内に住宅用井戸をお持ちの方
- ②簡易水道（上水道）未契約の方
- ③井戸の不具合（水が出ない、濁る等）により、飲み水が確保できない方

【支援の内容】

専門の施工業者がご自宅に伺い、井戸の不具合の原因調査を行います。

※本調査は井戸やポンプの修理を行うものではありません。

- ・実施内容：目視確認、井戸内部の洗浄など
- ・調査時間：原則1日
- ・費用負担：無料

※調査の結果、ポンプの修理や井戸の掘り直しなどを行う場合は自己負担が発生することがあります。

※受付は9月30日で終了しております。今後、受け付けされた住民の方へ調査業者より連絡があります。なお、調査日程は未定です。

【申込窓口】

中央庁舎 総務課 防災交通係

0964-46-2111（代表）

4-2 井戸等の応急修理

被災した井戸について、応急的な修理を行うことで、今後その住宅での生活が可能と見込まれる場合を対象とし、その費用の一部を支援する制度です。

【対象要件】

以下の全ての要件を満たすことが条件です。

1. 当該災害により被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。
2. 井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、井戸等の損傷により飲用水を得る途を失ったことで、そのままでは住むことができない状態にあること。
3. 以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないこと。
 - ・井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難であること。
 - ・井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていないこと。
 - ・井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。
4. 応急修理を行うことで自宅での生活が可能と見込まれること。
5. この応急修理制度により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力すること。

【支援限度額】

- ・1世帯あたり 最大75.7万円

※隣接世帯と共同利用する場合は「75.7万円 × 世帯数（最大4世帯）」

※通常の「住宅の応急修理」（福祉課）とは【別枠】で申請可能です。

【ご注意】

- ・修理業者へ費用を「支払い済み」の場合は対象外となります。
- ・工事中・発注済みでも支払い前であれば対象となる場合がありますので、至急ご相談ください。

【申請・詳細について】

申請方法、必要書類、手続きの流れなどの詳細は町ホームページをご確認ください。

【申込窓口】

中央庁舎 住民生活課 環境政策係

0964-46-2116（直通）

4-3 災害ごみの処理方法

【災害ごみ仮置場への搬入について】

令和8年熊本地震で発生した「災害ごみ」の仮置き場は、美里町農山村広場（坂貫）駐車場に設置してあります。期間は8月30日（日）までの間です。搬入時間は、午前9時～11時30分・午後1時～3時30分です。仮置場で受け入れる品目は、地震により発生した、家電・可燃ごみ（※生ごみ類厳禁）・廃プラスチック・不燃ごみ・ガラス・陶器・粗大ごみ・木くず・がれき類・畳・スレート等です。**必ず分別し、搬入してください。**

※業者により解体された廃棄物は、産業廃棄物になりますので持込みできません。解体業者に処分まで依頼してください。

★令和8年9月8日（火）～9月13日（日）

事前申請をされた方に限り、仮置き場延長の受入れを実施します。

（受入れ品目、受付時間 変更なし）

申請は、中央庁舎住民生活課の開庁時間にて、本人確認書類と罹災証明書または被害状況のわかる写真の提示を受け、搬入許可証を発行します。

【宇城クリーンセンターへの搬入について】

今回は、宇城クリーンセンターへの搬入は出来ません。

※今回の上記措置は、地震のごみを対象としておりますので、日常で出た可燃ごみ・分別ごみ・粗大ごみは、通常の収集での搬出をお願いします。便乗ゴミは仮置場の衛生問題も発生します。早期災害復旧に向け、ご協力をお願いします。皆さんのモラルで、美里町・行政区をきれいに保ちましょう。

【問い合わせ先】

中央庁舎 住民生活課 環境政策係

0964-46-2116（直通）

4-4 健康相談

今回の令和8年熊本地震で、被害に遭われた方たちの健康相談を受け付けております。
健康に関するご相談がありましたら、下記までお問い合わせください。

【平日】午前8時30分～午後5時15分

【問い合わせ先】

中央庁舎 健康保険課 健康支援係

0964-46-2113（直通）

4-5 妊婦、子育て、こども相談

被災した妊婦さん、こどもさんをお持ちのご家族に対して、こころのケア等、相談を随時受け付けています。

【平日】午前8時30分～午後5時15分

また、公認心理師による相談を受け付けております（要予約）

①午前9時40分～ ②午前10時50分～ ③午後1時30分～

※LINEでの予約も可能です。

相談日：~~7月 4日（金）・18日（金）、~~

10月 2日（金）・19日（月）、

11月 6日（金）・20日（金）、

12月 4日（金）・21日（月）、

1月 15日（金）・29日（金）、

2月 5日（金）・15日（月）、

3月 5日（金）・19日（金）

【問い合わせ先】

こども家庭センター（こども応援課子育て支援係）

0964-42-6550（直通）

公式LINE ID：@76lpdsk

4 - 6 福祉用具の再給付

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

【対象となる方】

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の地震により、以前美里町から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※自己負担等で購入したものは対象になりません。

※以前給付を受けた物と同じ物か類似品に限ります。

【給付対象品】

補装具

・車いす ・電動車いす ・歩行器 など

【申請に必要なもの（共通）】

- ・障がい者手帳（紛失等されてない方）
- ・罹災証明書（コピー可） …… 発行が遅くなる場合は、ご相談ください。
- ・「補装具費支給申請書」

その他用具によって異なる書類が必要となる場合もあります。

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係

0964-47-1116（直通）

4-7 教科書支給及び学用品等の購入援助

1、教科書

【対象となる方】

住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊により、教科書を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒

※被害状況の判断は、罹災証明書によるものとします。

【支給対象品目】

教科書（教育委員会の承認を受けている準教科書等の教材）

※支給は、現物支給となります。

【申請手続】

在学する学校より、取りまとめて報告がありますので、申請の必要はありません。

2、学用品等

【対象となる方】

住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊により、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒の保護者

※被害状況の判断は、罹災証明書によるものとします。

【援助対象項目】

学用品等

【申請手続】

美里町教育委員会へ申請書の提出が必要になります。

詳細は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中央庁舎 教育委員会 学校教育課 学校教育係 0964-46-2115（直通）

4-8 生活必需品の支給

地震により被災された方に、生活必需品の支給を行います。

【対象となる方】

令和8年熊本地震により住居が半壊以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）の被害を受けた方のうち、生活必需品の喪失などにより日常生活を営むことが困難な方。

【支給の限度額】

被害状況と世帯人数により、次の金額の範囲内での支給となります。

単位：円

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
半壊以上	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000

【支給品一覧】

単位：円

品目	金額	品目	金額
布団3点 シングルサイズ (掛け布団、敷布団、枕)	20,570	リンスのいないシャンプー	1,353
トイレットペーパー (12ロール)	690	ボディソープ	773
ティッシュペーパー (5箱)	531	扇風機	8,877
やかん (1.6L) IH対応	2,750	食器用洗剤	325
フライパン (20センチ) IH対応	2,085	洗濯用洗剤	610
包丁	1,980	バスタオル1枚	2,435
まな板	3,300	フェイスタオル5枚セット	1,056
歯ブラシ	330	歯磨き粉	297

1. 商品手配の都合や申請が混み合う場合など、納品までに時間を要する場合があります。
2. ブランド・デザイン・色等についてはご指定できません。
3. 本申請は1世帯につき1回限りです。

【申請方法】

申請書または下記二次元コード



【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係

0964-47-1116 (直通)

4-9 水質検査の実施

町営水道以外の水を飲用水として使用されている方で、地震により異常や濁りのある世帯について、水質検査をすることができます。

【対象となる方】

被災された個人住宅で町営水道以外の飲用水を使用している世帯

【検査の手続き】

申請書及び専用の採水容器を中央庁舎上下水道課内でお渡ししますので、その容器に検査する飲用水を入れて、以下の提出先へ申請書と一緒に提出してください。

【提出先】

- ・中央庁舎上下水道課（毎月の町営水道検査日のみ）
- ・株式会社MCエバテック（宇土市）へ直接持ち込み

【検査項目】

11項目

【検査料】

9,000円/1回

（※検査料については、個人負担となります。（株）MCエバテックへ銀行振込みとなります。）

【問い合わせ先】

中央庁舎 上下水道課 上下水道管理係

0964-46-2117（直通）

５－１ 各種証明書の交付手数料の免除

罹災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用される場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

【手数料が免除できる証明書の種類】

- ① 印鑑登録証明書
- ② 住民票謄本・抄本
- ③ 除かれた住民票
- ④ 戸籍謄本・抄本
- ⑤ 除籍謄本・抄本
- ⑥ 戸籍の附票
- ⑦ 所得証明書
- ⑧ 課税証明書
- ⑨ 納税証明書
- ⑩ 資産証明書
- ⑪ その他町税に関する証明書

※各種証明書の交付請求の際は、本人確認書類（運転免許証・パスポート・在留カード・個人番号カード・身体障害者手帳等の写真が貼付されている官公署が発行した書類については１点、資格確認書・介護保険証・学生証等については２点）を提示していただく必要があります。

※手数料の免除には、罹災証明書（コピー可）の提示が必要です。また、印鑑登録証明書の交付請求の際は、印鑑登録証を持参していただく必要があります。

※コンビニ交付ご利用の場合は免除ができませんのでご注意ください。

【発行窓口】

① ～ ⑥の証明書発行窓口

中央庁舎 住民生活課	０９６４－４６－２１１６（直通）
砥用庁舎 住民生活課総合窓口係	０９６４－４７－１１１５（直通）
東部出張所	０９６４－４８－０１０１

⑦ ～ ⑪の証明書発行窓口

中央庁舎 税務課	０９６４－４６－２１１２（直通）
砥用庁舎 住民生活課総合窓口係	０９６４－４７－１１１５（直通）
東部出張所	０９６４－４８－０１０１

※詳細は決まり次第、お知らせします。

【問い合わせ先】

中央庁舎 税務課 町民税係

0964-46-2112（直通）

※詳細は決まり次第、お知らせします。

【問い合わせ先】

中央庁舎 税務課 固定資産税係

0964-46-2112（直通）

5 - 4 国民健康保険税の減免

※詳細は決まり次第、お知らせします。

【問い合わせ先】

中央庁舎 健康保険課 保険年金係 0964-46-2113（直通）

5 - 5 町税の納税の猶予

地震による被害の状況により、町税の納税を猶予できる場合があります。

【対象となる方】

地震で被害を受けられ、町税を一時に納付することが困難な方

【問い合わせ先】

中央庁舎 税務課 納税係 0964-46-2112（直通）

地震により被災された国民健康保険の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診する際に、医療機関の窓口で次のいずれかに該当することを申告することで、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

【対象となる方】

- ①住家の全半壊、全半焼、床下浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※①に該当する場合は、罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。ただし、「準半壊」、「一部損壊」は免除の対象外となりますが、自費解体をされた方は対象となります。

なお、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※この減免を受けるには、上記の①から⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関などの窓口で申告いただいた内容について、後日要件に該当しないことが判明した場合は、改めて自己負担分をお支払いいただく必要があります。

※一旦、医療機関などで自己負担額を支払われた方が、その後要件に該当した場合は、後日、還付の案内を行う予定ですので、医療機関などの受診に係る領収書は大切に保管されてください。

【対象期間】

令和9年2月末日までの受診分

【問い合わせ先】

中央庁舎 健康保険課 保険年金係

0964-46-2113（直通）

5 - 7 後期高齢者医療保険料の減免

災害により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには、申請が必要です。

【対象となる方】

要件	被害状況	対象保険料の減免
①	主たる生計維持者が「居住する住宅」に損害を受けた方	全壊 全額
	解体（公費・自費）をした方	解体（公費・自費） 全額
	半壊（大規模半壊・中規模半壊を含む）	半壊（大規模半壊・中規模半壊を含む） 半額
②	世帯の「主たる生計維持者」が、地震による被害で死亡した、または重篤な傷病を負った方	全額
③	世帯の「主たる生計維持者」が、地震による被害で行方不明となった方	全額
④	主たる生計維持者の「事業・不動産・山林・給与」のいずれかの収入が、 ①前年度より3割以上減る見込み ②前年の合計所得が1,000万円以下 ③減る収入以外の前年所得が400万円以下の全てを満たす方	前年合計所得に応じ 300万円以下：全額 400万円以下：8/10 550万円以下：6/10 750万円以下：4/10 1,000万円以下：2/10
⑤	被保険者本人が主たる生計維持者ではなく、その本人が地震による被害で行方不明となった方	全額

【対象保険料】

令和8年7月から令和9年3月分までの保険料

【問い合わせ先】

中央庁舎 健康保険課 保険年金係

0964-46-2113（直通）

５－８ 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の支払い猶予・免除

地震により被災された後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診する際に、医療機関の窓口で次のいずれかに該当することを申告することで、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

【対象となる方】

- ①住家の全半壊、全半焼、床下浸水又はこれに準ずる被災をされた方、又は解体（公費・自費）をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※①に該当する場合は、罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。ただし、「準半壊」、「一部損壊」は免除の対象外となりますが、自費解体をされた方は対象となります。

なお、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※この減免を受けるには、上記の①から⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関などの窓口で申告いただいた内容について、後日要件に該当しないことが判明した場合は、改めて自己負担分をお支払いいただく必要があります。

※一旦、医療機関などで自己負担額を支払われた方が、その後要件に該当した場合は、後日、熊本県後期高齢者医療広域連合から還付の案内が行われる予定ですので、医療機関などの受診に係る領収書は大切に保管されてください。

【対象期間】

令和９年２月末日までの受診分

【問い合わせ先】

中央庁舎 健康保険課 保険年金係

０９６４－４６－２１１３（直通）

5-9 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者で、被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

【内容】

年金保険料納付の免除

【対象となる方】

災害により、住宅、家財、その他の財産のうち被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除

【手続に必要なもの】

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
- ・罹災証明書（コピー可）・被害金額が分かる書類等
- ・本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

【問い合わせ先】

中央庁舎 健康保険課 保険年金係

0964-46-2113（直通）

令和8年熊本地震により被災された方について、介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の減免及び介護サービス利用料の減免制度があります。

罹災証明書の情報より減免しますので、手続きは不要です。

【対象】

地震により、家屋等について著しい損害を受けたとき。

【内容】

保険料については損害の程度等によって減免割合は異なります。

【問合せ先】

砥用庁舎 福祉課 介護・高齢者支援係

0964-47-1116（直通）

5-11 障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免

地震により被災された方について、障害福祉サービス（介護給付費・又は訓練等給付費）及び障害児通所利用料の減免制度があります。

【対象】

被災により、利用料の支払いが困難な方のうち、下記の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

【内容】

利用料を免除します。

なお、障害者支援施設等における食費・居住費の自己負担分については、現行どおり自己負担となります。

【申請手続き】

希望される方は、聞き取り調査を行いますので、下記の連絡先へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

砥用庁舎 福祉課 障がい・生活支援係

0964-47-1116（直通）

5-12 町営水道使用料の減免

8月の水道使用料(9月請求分)(7月26日～8月25日検針分)について、地震による漏水により使用量が多くなった世帯は、当月利用料から過去1年間の平均を差し引いた額の減免を行います。

【例】

1年平均15㍓＝2,970円 8月使用料50㍓＝9,900円の場合
9,900円－2,970円＝6,930円(減免額) ⇒ 今回請求額2,970円

【必要書類】

- ・減免申請書

【提出先】

- ・中央庁舎 上下水道課
- ・砥用庁舎 住民生活課

※各世帯の状況により、今後の相談もありますので、出来るだけ中央庁舎上下水道課へ来庁をお願いします。

【問い合わせ先】

中央庁舎 上下水道課 上下水道管理係

0964-46-2117 (直通)

5 - 13 浄化槽の手続き

今回の地震で当分の間浄化槽の利用をされない方は、休止の手続き、解体を予定されている方は廃止の手続きをお願いします。

休止及び廃止の手続きをされないと、利用状況に関わらず使用料が発生しますので、一時的に利用されない場合でも休止申請をお願いします。

休止後に利用を再開される場合は、再開申請書の提出をお願いします。

【必要書類】

・ 休止・廃止申請書

【提出先】

・ 中央庁舎 上下水道課 ・ 砥用庁舎 住民生活課

※各世帯の状況により、今後の相談もありますので、出来るだけ中央庁舎上下水道課へ来庁をお願いします。

【問い合わせ先】

中央庁舎 上下水道課 上下水道管理係

0964-46-2117（直通）

災害により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰りを支援するため、信用保証協会が一般保証とは別枠で借入額の100%を保証する制度です。融資を受けるためには、町からの「認定」が必要となります。（指定期間内での認定申請が必要です。）

【対象となる方】

以下のすべてを満たす中小企業者の方が対象です。

- ・美里町内で1年間以上継続して事業を行っていること。
- ・令和8年熊本地震の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【支援（保証）内容】

- ・保証割合：100%保証
- ・保証限度額：一般保証とは別枠で最大2億8,000万円（無担保8,000万円）

【手続きの流れ】

- ・申請：必要書類を揃え、美里町役場（美しい里創生課）へ認定申請を行います。
- ・認定書の交付：内容を審査後、町から「認定書」を交付します。
- ・融資申込み：交付された認定書を持参のうえ、希望する金融機関または熊本県信用保証協会へ保証付き融資をお申し込みください。

【主な必要書類】

- ・認定申請書（町ホームページからダウンロード可）
- ・売上高の減少がわかる書類（試算表、売上台帳、決算書の写しなど）
- ・営んでいる事業がわかる書類（法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は確定申告書の写しなど）

▼詳細な要件や申請様式は、下記ホームページでご確認ください。

<https://www.town.kumamoto-misato.lg.jp/soshiki/utsukushisatosose/3916.html>

【問い合わせ先】

砥用庁舎 美しい里創生課 観光商工係

0964-47-1111（代表）

6-2 令和8年熊本地震に伴う被災中小企業・小規模事業者支援措置

地震により直接的・間接的な被害を受けた事業者の皆様を対象に、国庫系金融機関等による低利融資や、経営に関する特別相談窓口の設置など、多角的な支援措置が講じられています。

【対象となる方】

令和8年熊本地震により被害を受けた、美里町内の中小企業・小規模事業者

【主な支援内容】

- ・ **特別相談窓口の設置**・・・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、熊本県信用保証協会、商工会連合会などに、被災された事業者の皆様向けの「特別相談窓口」を設置し、資金繰りや事業再建に関する相談を受け付けています。
- ・ **災害復旧貸付等の実施**・・・地震により被害を受けた事業者の皆様に対し、日本政策金融公庫および商工組合中央金庫が、事業の復旧に必要となる「運転資金」および「設備資金」を低利で融資します。
- ・ **セーフティネット保証4号の適用**・・・売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で借入額の100%を保証します。（※手続き等の詳細は、前ページの「セーフティネット保証4号」をご参照ください）
- ・ **既往債務の返済条件緩和**・・・すでに日本政策金融公庫などから借入れを行っている被災事業者の方に対し、実情に応じて返済猶予など既往債務の条件変更等の相談に応じています。
- ・ **小規模企業共済 災害時貸付の適用**・・・独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済の契約者に対し、災害により被害を受けた場合、事業復旧のための資金を速やかに（原則として即日で）低利にて貸し付けます。

▼詳細については、経済産業省のホームページでご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/20260729003.html>

【問い合わせ先】

砥用庁舎 美しい里創生課 観光商工係	0964-47-1111（代表）
中小企業庁 経営安定対策室	電話：03-3501-1511（内線 5251～3）
中小企業庁 金融課	電話：03-3501-1511（内線 5271～5）

地震により被災した事業用の施設及び設備の復旧に要する経費の一部を国と県が支援することにより、事業の再建を後押しする制度です。

【対象となる方】

熊本県内に事業所を有し、被災した中小企業・小規模事業者等、および中堅企業等

※被災したことの証明（被災証明書等）が必要です。

【支援（補助）内容】

・対象経費：被災した事業用の施設及び設備（車両含む）の復旧（修繕、建替、修理、入替等）に要する費用

・補助率および補助上限額：

・中小企業者等：補助率 3／4、上限額 3 億円

・中堅企業等：補助率 1／2、上限額 3 億円

※新型コロナウイルス感染症の影響や、過去 10 年以内の災害からの復旧途上にあるなどの要件を満たす「多重被災事業者」に該当する場合は、補助率が定額（10／10）となり、上限額が最大 15 億円に引き上げられます。

【申請にあたっての留意点】

事業継続計画（BCP）の策定、および対象施設・設備に対する損害保険等への加入（小規模事業者は加入推奨）が要件となります。

【提出方法及び提出先】

「くまもと事業者再出発支援補助金受付センター」への郵送または持参となっています。

くまもと事業者再出発支援補助金受付センター

〒862-0954

熊本市中央区神水1丁目3-1 ヨネザワ熊本県庁前ビル4階

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

〔電話番号〕 096-284-7660

【問い合わせ先】

美里町商工会 電話：0964-47-0336

または 砥用庁舎 美しい里創生課 観光商工係 0964-47-1111（代表）

地震により、生産設備や販売拠点の流出・損壊、販路の喪失等の被害を受けた小規模事業者等の事業再建を支援するため、経営計画に基づく販路開拓等を行う事業に要する経費の一部を補助します。

【対象となる方】

熊本県内に所在し、令和8年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等

【支援（補助）内容】

・対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、店舗等の借料、設備処分費、修繕費、委託・外注費、車両購入費（事業用車両が被災した場合に限る）

・補助率：原則2／3以内

※自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があり、かつ過去の災害（新型コロナウイルスや過去10年以内の激甚災害等）の影響を受けている等の特定要件をすべて満たす場合は「定額（10／10）」となります。

・補助上限額：

- ① 200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者）
- ② 100万円（間接的（売上減少）な被害があった事業者）

【手続きの流れ】

商工会等の支援を受けながら経営計画書を作成し、交付申請を行います。

（※特例として、令和8年7月28日以降に行われた事業で、写真等により確認でき適正と認められる経費は、交付決定前の着手であっても対象となる場合があります。）

【問い合わせ先】

美里町商工会 電話：0964-47-0336

または 砥用庁舎 美しい里創生課 観光商工係 0964-47-1111（代表）

地震により被害を受けた、農業用機械・施設の修繕・再取得に対し補助を行います。

【対象者】

地震により農業用機械・施設等に被害を受け、その旨の証明を美里町から受けた農業者等
（自家消費のみは対象外）

【主な支援内容】※町の予算成立を前提としていますので変更する場合があります。

- （１）農業用機械・畜舎等（園芸施設共済の加入対象外施設）の修繕又は再取得
例）トラクター、コンバイン、畜舎、農舎等
国：5/10以内 県：2/10以内 町：2/10以内（予定） ※最大9割補助
- （２）農業用ハウス等（園芸施設共済の加入対象施設）の修繕又は再取得
例）農業用ハウス、加温用ボイラー、水耕栽培用ベンチ等
国：3/10以内 県：2/10以内 町：2/10以内（予定） ※最大7割補助
※園芸施設共済への加入状況に応じて、補助金額が算定されます。
- （３）複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の再取得
（原型復旧を超える規模の取得可能。ただし、補助は個々の復旧費用の合計額の範囲内）
国：5/10以内 県：2/10以内 町：2/10以内（予定） ※最大9割補助
- （４）被災した営農施設等の補強
（成果目標「付加価値額の拡大」が必須。事業費50万円以上 補助上限額700万円）
国：3/10以内 県：2/10以内 町：2/10以内（予定） ※最大7割補助
- （５）農業専用トラックの修繕又は再取得
（新車登録から14年目までの車両に限る。資産計上や社名・補助金名印字等の要件あり）
国：5/10以内 県：2/10以内 町：2/10以内（予定） ※最大9割補助

- ▶貸借している農業機械・施設等の修繕・再取得も対象となります。
- ▶農産物の生産・加工に必要な施設以外の施設、附帯・補完的器具（育苗箱、パレット等）、消耗品（マルチ、燃料、農薬、肥料等）は対象となりません。
- ▶被災前と同種、同規模（原型復旧）が補助対象となります。超える部分については自己負担となります。
- ▶修繕、再取得した農業機械、施設等は共済・保険への加入が必須です。

- （６）被災した農業用施設の撤去、土砂撤去等
国：3/10以内 県：2.5/10以内 町：2.5/10以内（予定） ※最大8割補助
補助上限：①助成単価×施設面積 ②実際の撤去費用を基に算出した額
※①②いずれか低い金額
（助成単価：畜舎及び農業用施設12,000円/㎡等）

【成果目標】

必須項目：農業経営の維持

選択目標（機械を取得した場合）次のいずれか1つ

- ①経営面積の拡大 ②農産物の価値向上 ③単位面積当たり収量の増加 など

【事前着工】

令和8年熊本地震により被害を受けた日（令和8年7月28日）以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組みでも対象となります。

※次の書類の保管が必要です。

- ①機械等の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書類や写真
②作業を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

【問い合わせ先】

中央庁舎 農業政策課 農業政策係 0964-46-2114（直通）

地震により被害を受けた農業者の速やかな営農再開に必要な生産資材の調達等に対し、補助を行います。

【対象者】

被災農業者（ほ場等が地震により被災した旨の証明を美里町から受ける必要があります。）

【主な支援内容】※町の予算成立を前提としていますので変更する場合があります。

- （１）資材調達等支援※① 補助率：７／１０以内
 - ・令和８年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・苗等の消費材に限る。）の掛かり増し経費
 - ・早期営農再開に必要な作業委託費及び農業用機械等のレンタル経費
 - （２）作物転換・規模拡大※① 補助率：７／１０以内
 - ・被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な生産資材等（パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。）の購入等経費
 - （３）追加施肥・防除※② 補助率：７／１０以内
 - ・被災からの生育回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入
 - ・土壌診断に必要な掛かり増し経費
 - （４）防除方法の転換※② 補助率：７／１０以内
 - ・被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費
 - （５）作物残さの撤去※② 補助率：定額※④
 - ・被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、次期作（※）又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するため早期作付又は作物転換に向け、栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（※今年中に植え付けを行うもの）
 - （６）土づくり 補助率：定額※④
 - ・災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費
 - （７）リース方式による農業機械等の導入※③ 補助率：定額※④
 - ・被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等（本体価格（税抜）５０万円以上）のリース導入経費
 - （８）収穫・調製作業※① 定額※④
 - ・被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費
- ※①・町が被災により３０％以上の収穫量等の減少が見込まれると認めたほ場
- ・町が被災により２０％以上の収穫量等の減少が見込まれると認めた農家のほ場
- ※②・町が被害を確認し、熊本県に被災があった旨を報告したほ場
- ※③・農作物又は農業用機械等が甚大な被害を受けた地域
- ※④・支援内容により補助額が異なりますので下記問い合わせ先までお問い合わせください

【成果目標】

1 資材の調達等支援

被災した農地等における令和8年度中の営農再開

2 追加施肥・防除、作物残さの撤去

被災した農地等において令和8年度中の営農再開のために適切な環境が確保されること

【その他】

1 令和8年熊本地震により被害を受けた日（令和8年7月28日）以降の取組であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。

2 事業の申請にあたっては被災したことが分かる写真や、資材調達を行ったことが証明できる証票書類（納品書や領収書）、作業日誌などが必要となりますので、保管をお願いします。

【申請締切】

令和8年10月16日（金）

【問い合わせ先】

中央庁舎 農業政策課 農業政策係 0964-46-2114（直通）

7-1

こころの相談

今回の令和8年熊本地震で、被害に遭われた方や亡くなられた方の近親者の方々にも、様々な心の不調がでることがあります。

こころの相談では、以下のところで相談を受け付けております。

■熊本県精神保健福祉センター

場所：熊本市東区月出3丁目1-120

開設日時：月～金（祝・年末年始を除く） 午前9時～午後4時

電話：096-386-1166

■熊本県宇城保健所

場所：宇城市松橋町久具400-1

開設日時：月～金（祝・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

電話：0964-32-1207

7-2

食品に関する衛生相談

食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

宇城保健所では、宇城管内の住民の皆様からの食品の取り扱い、表示、保存方法、食中毒等の食品に関する健康被害についての相談や、食品関係事業者の皆様からの被害を受けた施設や町用水の衛生管理や衛生上必要な措置等に関する相談を受け付けております。

■問い合わせ先

宇城保健所 衛生環境課 0964-32-0598

地震で被災された方に法的支援を行うため、熊本県司法書士会による無料法律相談会が開催されます。予約不要ですので、お気軽にご相談ください。

【開催期日】 9月10日（木）から 毎月第2・第4木曜日（終了時期未定）

【開催時間】 午後1時～午後4時

【開催場所】 役場中央庁舎 1階西側相談スペース

【相談方法】 面談方式（相談無料）

■問い合わせ先

熊本県司法書士会 096-364-2889

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の受信契約について受信料が免除されます。

【災害救助法が適用された区域】

美里町全域

【免除の期間】

令和8年7月から令和8年12月まで（6か月間）

【免除の手続】

・罹災証明書の写し ・受信料免除申請書



NHK受信料免除のお知らせ

<https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/>

■問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-025-133 午前9時～午後6時（土日祝日も受付）

■NHK熊本放送局 経営管理企画センター（営業グループ）

096-326-8202 平日：午前10時～午後5時

7-5 九州電力の電気料金等の特別措置

地震により被災されたお客様に対する電話料金等の特別措置を行います。

【特別措置の対象市町村】

美里町全域（災害救助法が適用された市町村）

【特別措置の内容】

1. 電気料金の支払期日の延長
2. 不使用月または不使用日の電気料金の免除
3. 工事費負担金等の免除
4. 基本料金の免除

【特別措置の申込】

特別措置の適用を希望される方は、最寄りの九電ネクスト営業所へお申し込みください。

申込みに、罹災証明書などの被害状況を確認できるものが必要です。



九州電力お知らせ

<https://www.kyuden.co.jp/press/2026/h260729-1.html>

■問い合わせ先

九電ネクスト株式会社 熊本東営業所：0120-761-385

地震による避難指示等により電話が使用できなかったお客さま及び建物損壊等で電話が使用できなかったお客さまについて、その期間の基本料金等を免除します

【措置の内容】

1. 電話サービス及び電話サービス以外の電気通信サービスの基本料金等の免除
2. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い
3. ご利用料金の支払期限の延長
4. 移転工事料金の取り扱い



NTT 西日本お知らせ

https://www.ntt-west.co.jp/newscms/kumamoto_info/15430/1_20260824.pdf

【お手続き】**■申請受付**

熊本地震 専用受付窓口 フリーアクセス：0120-602-776

■受付時間

午前9時～午後5時 土日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

（注）光コラボレーション事業者のサービスをご利用中のお客さまにおかれましては、ご契約先の事業者さまへお問い合わせください。

■その他故障・修理に関するお問合せ

・加入電話の故障 （携帯電話から）0120-444-113
（加入電話から）113

・ひかり電話、フレッツサービスの故障 0120-248-995

受付時間：24時間・年中無休